○東京都立産業技術大学院大学自己点検・評価委員会規程

（平成18年度法人規程第5号　制定　平成18年4月1日）

改正　平成21年4月1日21法人規程第4号　令和2年3月30日31法人規程第133号

（目的）

第1条　東京都立産業技術大学院大学学則（平成18年度法人規則第3号）第2条に基づき、本学の教育研究水準の向上を図り、東京都立産業技術大学院大学（以下「本学」という。）の目的及び使命の達成を目的に、東京都公立大学法人運営委員会規則（平成17年度法人規則第5号）第2条に定める運営委員会として、自己点検・評価委員会を置く。

（委員会の職務）

第2条　自己点検・評価委員会は、本学の教育研究分野における次の各号に掲げる事項を職務とする。

(1)　自己点検・評価（外部評価を含む。以下同じ。）の基本方針及び実施基準の策定に関すること。

(2)　自己点検・評価の実施に関すること。

(3)　自己点検・評価の結果の学長への報告及び公表に関すること。

(4)　その他自己点検・評価について必要な事項に関すること。

（委員会の構成）

第3条　自己点検・評価委員会は、次の各号の委員をもって構成する。

(1)　教員　3名

(2)　総務部総務課長

(3)　経営企画室企画財務課長

(4)　東京都立産業技術大学院大学管理部管理課長

(5)　その他学長が指名する教職員

（委員長）

第4条　自己点検・評価委員会に委員長を置く。

2　委員長は、委員の互選により選出し、学長が任命する。

3　委員長は、自己点検・評価委員会を招集し、主宰する。

4　委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、委員長の職務を代理する。

（任期）

第5条　委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員交代による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（運営）

第6条　自己点検・評価委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2　委員長が必要と認めるときは、第3条に定める委員以外の者を委員に加えることができる。
3　委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
4　自己点検・評価委員会の庶務は、東京都立産業技術大学院大学管理部管理課が行う。
(委任)
第7条　この規程に定めるもののほか、自己点検・評価委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附　則
1　この規程は、平成18年4月1日から施行する。
2　第4条の規定にかかわらず、産業技術大学院大学開学後、最初の自己点検・評価委員会委員長は産業技術研究科長が務めるものとし、その任期は2年間とする。

附　則(平成21年4月1日21法人規程第4号)
この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附　則(令和2年3月30日31法人規程第133号)
この規程は、令和2年4月1日から施行する。